

令和8年清瀬市議会第2回定例会

報 告

番 号	件 名	概 要	議 決 日 結 果
報 告 第 2 号	令和7年度清瀬市一般会計継続費繰越計算書	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度清瀬市一般会計予算に係る歳出予算を翌年度に通次繰越したので、同項後段の規定により議会に報告するものです。 主な内容 1 総務費 総務管理費 （1）事業名 南部地域児童館等複合施設整備事業 （2）翌年度通次繰越額 389,034千円 所管課 財政課	6月25日 了 承
報 告 第 3 号	令和7年度清瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法第213条の規定により、令和7年度清瀬市一般会計予算に係る歳入歳出予算を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものです。 主な内容 1 民生費 （1）事業名 きよせ市民生活応援給付金給付事業 （2）翌年度繰越額 478,975千円 2 教育費 （1）事業名 小学校改造事業（十小外壁等改修工事費） （2）翌年度繰越額 422,895千円 3 教育費 （1）事業名 中学校改造事業（清中体育館大規模改造工事費、四中外壁等改修工事費） （2）翌年度繰越額 618,086千円 所管課 財政課	6月25日 了 承